（所持の届出）

第六条　法第十四条の規定により届出をしようとする者は、様式第八による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（帳簿の記載事項）

第七条　法第十五条第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　クラスター弾等（法第二条第一項のクラスター弾等をいう。以下同じ。）の型式及び数量

二　クラスター弾等の数量が増減した場合の理由及び年月日並びに増減したクラスター弾等の型式及び数量

2　法第十五条第二項の規定による前項に規定する事項を記載した帳簿の保存期間は、許可に係るクラスター弾等を所持することとなった日から当該許可に係るクラスター弾等の全部を所持しないこととなった日から起算して五年を経過する日までの間とする。

（報告）

第八条　法第五条の規定による許可所持者は、前条の記載事項を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について集計し、法第十六条第一項の規定に基づき、当該期間の経過後五十日以内に経済産業大臣に報告しなければならない。

（立入検査の証明書）

第九条　経済産業大臣がその職員に携帯させる法第十七条第二項の証明書は、様式第九によるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日から施行する。

（経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）	第十五条

別表第二に次のように加える。

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律	第十五条

様式第1（第1条関係）

所持許可申請書

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　印

住所

クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律第5条第1項の許可を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

所持しようとするクラスター弾等の型式及びその数量	
所持の目的	
所持の方法	
所持の開始及び終了予定年月日	
所持する間保管する場所	
所持するクラスター弾等の入手元	
所持の目的を終了した際の廃棄方法、輸出の仕向地又は引渡し先の予定	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。